

河野太郎外務大臣

cc. 梨田和也 外務省国際協力局長

プロサバンナ事業における「大臣指示」に反した事業運営（JICA 資金拠出）の報告と要請

平素から日本の NGO の活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

去る 3 月 19 日の参議院 政府開発援助等に関する特別委員会での「プロサバンナ事業」に関する大臣の答弁を聞かせていただきました。2018 年 3 月 1 日に日本の NGO に梨田和也国際協力局長代理経由で伝達された「大臣指示」（「参加型意思決定ルールに基づく議論の実現に向けたモザンビーク政府の主体的取組を外務省・JICA は必要に応じて支援し後押ししていく」）を大臣自らのお言葉でお認めいただいたことについて、一同安堵しております¹。

他方、ご答弁の中で、モザンビーク農業食糧安全省（以下、MASA と略す）が、「反対派を含む幅広い市民社会、農民団体を会合に招待し、丁寧な対話プロセスを実施している」として、昨年 4 月の会合が事例として取り上げられていました。しかし、当該会合並びにその後の JICA の資金を使った会合でも、大臣のお約束に反する事態が生じており、実際に、現地の市民社会団体ならびに農民団体から、以下のとおり抗議声明や書簡が提出され続けています。これらについては、外務省国際協力局長並びに同局国別開発第 3 課にも共有し、日本政府として現地からの声に答えるよう、私たち日本の NGO より要請してまいりました（以下一覧に含む）。

- ・ 2018 年 6 月：プロサバンナにノー！キャンペーン声明（4 月 4 日会合について）【大臣提出】
- ・ 2018 年 8 月：MASA・JICA 派遣スタッフによる州農民連合・教会関係者への付きまといへの抗議
- ・ 2018 年 10 月：「キャンペーン」から MASA 大臣宛書簡（10 月 1～5 日会合不参加等について）
- ・ 2018 年 11 月：「キャンペーン」から 3 州プラットフォーム「メカニズム」宛書簡（11 月 14、15 日会合不参加等について）
- ・ 2019 年 1 月：全国農民連合（UNAC）による声明（上記 11 月会合結果の内容拒否）【大臣提出】
- ・ 2019 年 4 月：日本 5NGO による国際協力局長宛「4 月 3 日会合中止申し入れ」【大臣提出】
- ・ 2019 年 4 月：「キャンペーン」による「4 月 3 日会合」に関する声明【添付 1】

2018 年 4 月の会合後、この会合の開催と進め方に対し、上記の抗議声明が「プロサバンナにノー！キャンペーン」から出されていたにもかかわらず、MASA はこれを放置し対応することなく、当該会合を根拠として、その後のプロセスを進めようと、州農民連合や教会関係者に「圧力」をかけました²。このような手法に反発を強めた「キャンペーン」が MASA 大臣に会合不参加を伝えたところ、プロサバンナに関する 3 カ国民衆会議のために農民らが出発する前日（11 月 14-15 日）、JICA が資金を出して形成した事業対象 3 州の市民社会プラットフォームの「ナカラ回廊対話調整メカニズム」³が、プロサバンナ事業を推進するための会合を開催しました。この会合は、MASA に提供された JICA の資金で開催され、JICA 派遣コンサルタントがロジスティックス面を担当しました⁴。

この 11 月会合の主催者は、州農民連合と「キャンペーン」リーダーら 15 名が来日中に、会合結果と称する「虚偽の声明」を新聞紙上で発表するなどの事態も生じています⁵。これに対し、UNAC（州農民連合を含む）が、明確かつ公式にこの声明内容を否定する声明を新聞紙上に発表したことは、FAX を通じて大臣もご承知の通りです。

¹ 国会図書館 議事録 <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/198/0088/19803190088004a.html>

² 関係者らによると、個別に連絡、訪問するなどした。さらに、その際に「『JICA が対話しないなら資金を出さない』と言っているため止むなくやっている」との説明を MASA が行った。このような方法で、当該関係者らにプロセスへの参加を強要した。

³ 2016 年に JICA 資金で設置された。

⁴ MASA 内のプロサバンナ事務局に JICA から派遣されているコンサルタント（MAJOL 社 Eduardo Costa 氏）。

⁵ この「虚偽の声明」では、州農民連合がプロサバンナ推進に賛成したかの如き結論が示されていた。

この事態を重くみた州農民連合並びに「キャンペーン」の依頼により、11月以来、外務省・JICAに対し、この「虚偽の声明」を基に如何なるアクションも行わないよう、ODA政策協議会、FAX、メールなどで要請してきました。それにもかかわらず、MASAとJICAは「11月会合のフォローアップ」として位置付けられた今年1月の会合への資金拠出を再考することなく継続しました。なお、現在もJICAが公開を拒む会合開催のTORには、同月のUNACの声明に触れることなく、またこれらの組織との合意もないまま、当該会合に州農民連合が出席しマスタープラン公聴会（プロサバンナ）の推進を協議することが明記されています。

一連の会合と同様に、この1月会合は、その開催根拠において深刻な瑕疵があり、かつ州農民連合や「キャンペーン」も出席しなかったにもかかわらず、この度4月3日に開催されたMASA主催の会合では、この1月会合の結果をベースに議題が設定され、議論が求められました。

以上に見られるとおり、大臣ご指示にある「反対派を含む民主的な意思決定プロセスに基づく議論の実現」、「丁寧なプロセス」とはかけ離れた事態が、JICAの資金が使われ、その派遣スタッフが関与する形で進められています。また、これらの一連の会合の前提となる公文書（会合計画・報告書）の開示がJICAに拒否されるなど、不透明な事業運営は継続しています⁶。

加えて、本年4月3日の会合の冒頭、MASA ヒジーノ・デ・マルレー（Higino de Marrule）大臣が、次のように述べたと出席した「キャンペーン」関係者は証言しています⁷。

“Não é ético convidar alguém que não vê não nenhuma satisfação”（「会合に来ようともせず、また何ら満足を与えない者を招待するのは倫理に反している」）

この発言がなかったと証明するに足る、あるいは当日の発言を正確に記した逐語の会合記録は作成されないままに、「会合まとめ」のみが作成されている状態です。さらに、この「まとめ」はJICA派遣スタッフから一方的にPDF形式で出席者に送られ、かつ「まとめ」の内容の確認や修正の呼びかけはありませんでした。外務省国別3課は「モザンビーク農業省によると、議事まとめをメールで参加者に共有した際に担当者の連絡先を記載しており、コメントがあれば来るものと考えていたとのこと」と述べていますが、4月末に出席者から修正希望とワード版送付の依頼がされたものの、これは放置されてきました。

前頁の通り、昨年4月4日から現在まで、大臣指示の下にJICAの資金で開催され、UNACや「キャンペーン」関係者が出席したいずれのプロサバンナ会合も、その「会合記録」は恣意的かつ一方的にまとめられたものが公表されてきました。大臣指示のとおり、「丁寧」に「反対派を含む民主的な意思決定プロセス」を実現するには、当然ながら、意見が異なるアクターの発言を正確に記録し、次に向けて出席者・関係者のコンセンサスを確認していく作業が不可欠となります。しかし、このような最低限のプロセスすら重視されず、異議申立や「大臣指示」の前と変わらない建前上の「対話への出席の強要」と「会合結果の歪曲」が継続しています。

つまり、外務大臣のせつかくのご指示にもかかわらず、日本の税金を無駄にした不公正な事業運営が、JICAとその支援を受けたMASAによって依然として進められています。

なお、4月3日の会合に出席した「キャンペーン」の声明（添付1）にある通り、モザンビーク弁護士会の訴えを受けたマプト地裁は、昨年8月1日にプロサバンナ事業の「国民の知る権利の侵害」を全面的に認め、MASAのプロサバンナ局に全関連文書の開示を指示しました。同判決は、モザンビーク国の憲法ならびに最近公布された「情報公開法」に基づいて下されま

⁶ JICAはこの根拠を「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」第5条第4項柱書に基づくものと主張が、同法には該当するものはない。5月10日来、4度にわたった質問（第4項のイからトまでのいずれが該当するの）への回答が拒否されている状態にある。

⁷ この点について、日本のNGOは、4月19日付の国際協力局長宛ファックスで事実確認を要請した。その回答は1ヶ月近く（5月16日）延ばされただけでなく、「農業省の録画・録音からは当該発言は確認できなかった」、JICAもこれを確認できなかったとのことであった。しかし、本状の通り、逐語会議録は作成されておらず、またJICAが確認したという録音・録画データは提供されていない。現在、このデータ共有の要請を行っている。

した。しかし、同省はこれに反論するレターを発表しただけで、開示命令に一切応えていません。外務省・JICAは、判決を「モザンビーク国内のこと」として軽視していますが、これは大臣も成立にご尽力された「環境社会配慮ガイドライン」、あるいは外務省の開発協力大綱にも背を向けた姿勢といえます。

上記の声明に示されている通り、法治国家原則の徹底、そして民主的な意思決定において、FPIC (Free, Prior Informed Consent) の最初のアクションとして位置づけられる事前の情報共有は不可欠です。司法が認定したモザンビーク市民の人権（「知る権利」）の侵害を放置したまま進められようとしている点においても、プロサバンナ事業は依然として大きな問題を抱えていると言わざるを得ません。

以上から、大臣のご指示とはかけ離れた事業運営が、現在も続き、私たちの貴重な税金が無駄にされていることについて是非ご理解とご懸念いただき、以下の抜本的な対応を外務省内関係部署と JICA にご指示いただけますようお願いいたします。

1) 「大臣指示」に立ち返ること

そのために、

2) 現在進行させているプロセスを直ちに中止すること

3) この件にかんする JICA の資金拠出を凍結すること

また、

4) 「JICA 環境社会配慮ガイドライン」を遵守し、2018年8月1日にマプト地方行政裁判所により出された判決「プロサバンナ事業に関する資料の全面開示」を尊重し、実現すること

2019年5月31日

特定非営利活動法人 アフリカ日本協議会
特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター
ATTAC Japan
No! to landgrab, Japan
モザンビーク開発を考える市民の会